

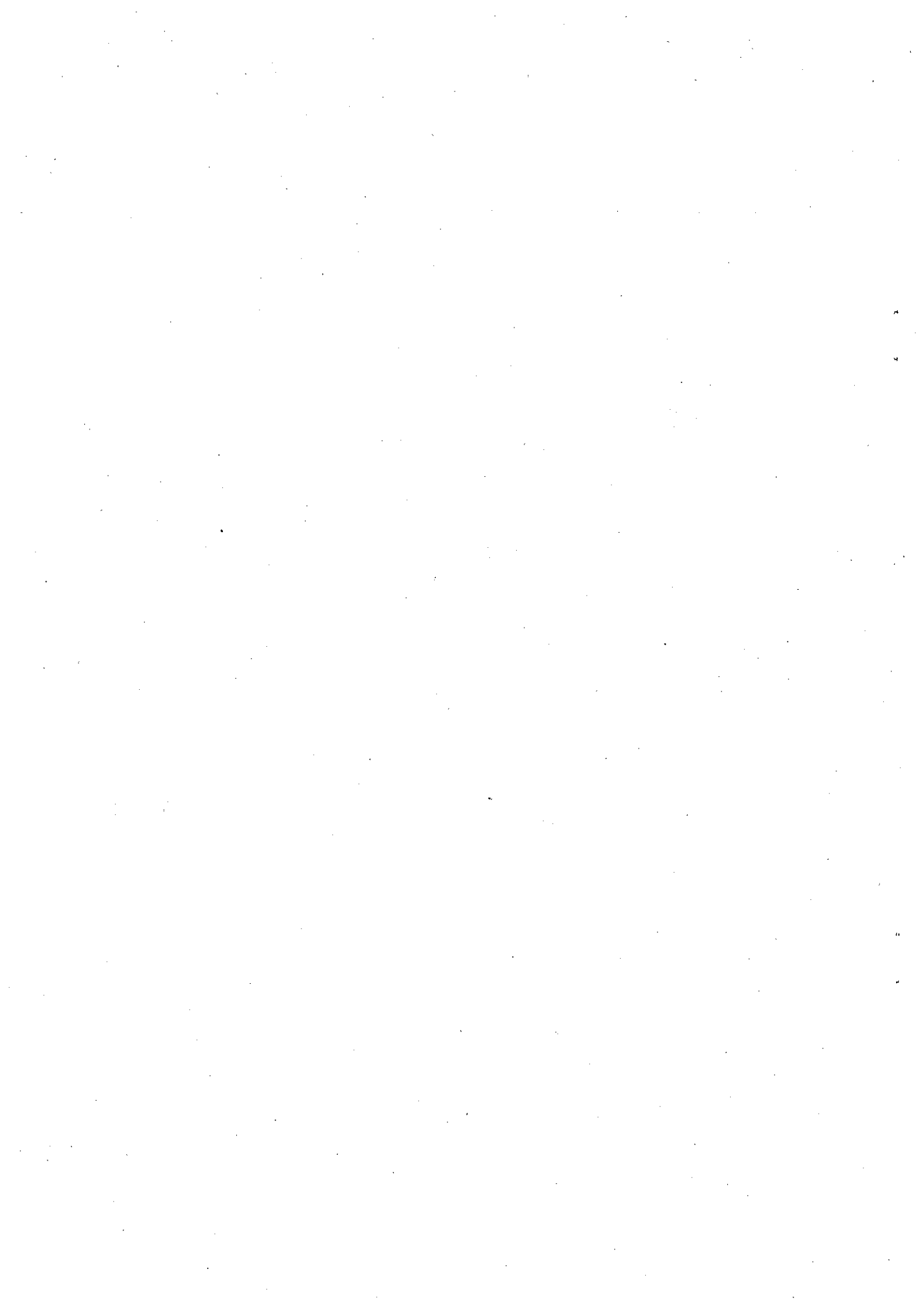
# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年11月27日)

## 【 件 名 】

- 1 平成25年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃結果について  
(障がい福祉課)・・・1
- 2 全国高校生第1回手話パフォーマンス甲子園の開催について  
(障がい福祉課)・・・2
- 3 一般社団法人明友会の訴えの取下げについて  
(長寿社会課)・・・4
- 4 あいサポート・アートとっとりフェスタの開催結果について  
(全国障がい者芸術・文化祭課)・・・5
- 5 子育て王国とっとり推進指針について  
(子育て応援課)・・・12
- 6 本県におけるエボラ出血熱対応体制について  
(健康政策課)・・・13
- 7 ドクターヘリの運航実績及びドクターカーの運行実績について(平成26年9月末  
まで)  
(医療政策課)・・・16
- 8 医療介護総合確保促進法に基づく鳥取県計画について  
(医療政策課)・・・19
- 9 危険ドラッグ撲滅対策本部会議の開催結果と今後の取組等について  
(医療指導課)・・・22
- 10 個人情報流出事故について  
(東部福祉保健事務所)・・・24

福祉保健部



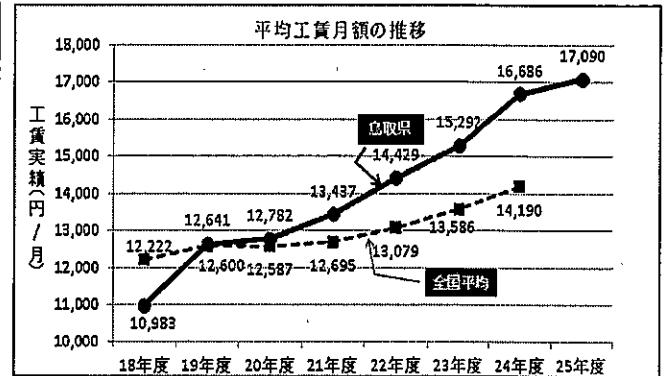
# 平成25年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃結果について

平成26年11月27日  
障がい福祉課

鳥取県では、平成19年度に工賃3倍計画を策定し、県内の就労系障害福祉サービス事業所等で働く障がい者の工賃水準を、平成18年度の月額約11千円から月額33千円以上の3倍とすることを目指し、障がいのある方が地域社会の中で自立した質の高い生活を送ることができるよう支援を行っています。このたび、平成25年度の工賃がとりまとまりましたので、その結果をお知らせします。

## 1 平成25年度工賃の状況

**【概要】**  
 ○工賃3倍計画の対象である103施設の県平均の工賃月額は17,090円となり7年連続で増加した。  
 ○前年度から404円(+2.4%)増加し、工賃3倍計画の基準年度の平成18年度から約56%増加(増加額累計+6,106円)した。  
 ○昨年に引き続き1時間当たりの平均工賃額を集計したところ、211円であった。



施設種別	平均工賃額			増減率 (%)		
		18年度	24年度	25年度	18年度比	24年度比
就労継続支援B型事業所 (非雇用型) (工賃3倍計画対象事業所)	月額 (円/月)	10,983	16,686	17,090	+55.6%	+2.4%
	時間額 (円/時間)		201	211		+5.0%
(参考)						
就労継続支援A型事業所 (雇用型)	月額 (円/月)	93,370	76,932	76,375	△18.2%	△0.7%
	時間額 (円/時間)		673	686		+1.9%

※ 就労継続支援A型事業所は工賃算出対象施設ではないが、計画において工賃向上のための各種事業の支援対象となっている。

## 2 工賃3倍計画の概要

- ア 工賃目標額 33,000円 (平成18年度の平均工賃月額約11,000円の3倍)
- イ 考え方 ・障がい者が地域で自立して生活するための最低収入を月10万円と設定(生活保護費相当)
  - ・これと障害基礎年金2級相当月額(約66,000円)の差額を目標値に設定  
(必要工賃月額=100,000円-66,000円=約33,000円)

## 3 工賃向上に向けた県の支援策

- ・工賃3倍計画事業による事業所カルテ及びベンチマーク(目標設定等)作成支援、アドバイザー(中小企業診断士等)派遣、各種研修による人材育成、販路・受注拡大推進事業、共同受注窓口の設置
- ・ハートフルサポート事業による新商品開発支援事業補助金、協働連携事業補助金等

## 4 平成25年度工賃実績に対する県の評価等

- ア 工賃3倍計画事業による事業所の意識改革、事業所の経営方針等により工賃向上に積極的に取り組んだ事業所が、全体の平均工賃月額を押し上げてきているものとする。
- イ 目標である工賃月額33千円の達成に向けて、個々の就労系障害福祉サービス事業所の現状を把握し、事業所レベルに応じた支援を行うとともに、確実な工賃向上に繋がる大量受注体制の構築を検討する。

## 5 その他

個別の就労系障害福祉サービス事業所の工賃の状況は、とりネットで公表する。

# 全国高校生第1回手話パフォーマンス甲子園の開催について

平成26年11月27日

障がい福祉課

全国の高校生が手話を使って様々なパフォーマンスを繰り広げ、その表現力を競う「全国高校生第1回手話パフォーマンス甲子園」を全国で初めて開催したので、その概要を報告します。

## 1 大会概要

(1) 日時 平成26年11月23日(日・祝) 10:30~17:00

(2) 会場 県立生涯学習センター県民ふれあい会館(鳥取市扇町21)

(3) 主催等 主催:手話パフォーマンス甲子園実行委員会  
共催:鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会

### (4) 内容

ア 出場チーム演技(20チーム。手話を使ったダンス、歌唱、演劇など。)

司会:早瀬憲太郎さん(NHK「みんなの手話」レギュラー)

今井絵理子さん(「SPEED」メンバー、2011年NHK「みんなの手話」司会)

イ ゲスト演技

アメリカの手話劇団 The National Theatre of the Deaf (ナショナルシアター・オブ・ザ・デア)

ウ 審査発表、表彰、総評

(5) 来場者数 約750名(サテライト会場を含む)

## 2 審査結果

### (1) 審査結果

ア 優勝 石川県立田鶴浜高等学校(5名:手話歌) ※特別枠



<表彰式>



<演技>

イ 準優勝 鳥取県立鳥取聾学校(5名:手話劇、手話歌) ※予選1位

ウ 第3位 三重高等学校、三重県立相可高等学校、三重県立松阪工業高等学校  
(6名:手話歌、手話ダンス) ※特別枠

エ 審査員特別賞 奈良県立ろう学校(10名:手話劇) ※予選3位

### (2) 審査方法

ろう者の審査員3名:「手話の正確性・わかりやすさ」「手話表現の創造性・表現力」を審査

聞こえる人の審査員3名:「総合的な表現力・パフォーマンス度」を審査

### (3) 表彰関係

ア 優勝チームに優勝旗と賞状、個人に金メダル(砂のレリーフ)と副賞(iPad mini2)を授与  
あわせて全日本ろうあ連盟から「全日本ろうあ連盟賞」を授与

イ 準優勝チームに盾と賞状、個人に銀メダルと副賞(鳥取県特産品5万円相当)を授与

ウ 第3位のチームに賞状、個人に銅メダルと副賞(鳥取県特産品3万円相当)を授与

エ 審査員特別賞のチームに賞状、個人に副賞(鳥取県特産品2万円相当)を授与

オ 出場者(優勝、準優勝、3位以外)及び応募者全員に、砂を使ったキーホルダーを進呈

カ その他、出場者全員に(株)タケモトフーズから大会記念のチョコレートを進呈

### (4) 出場チームの状況

応募41チームから選出された特別枠5チームと予選通過15チームの計20チームが出場

北海道:2、東京都:2、石川県:1、愛知県:1、三重県:1、滋賀県:1、大阪府:1、

奈良県:1、鳥取県:3、高知県:1、福岡県:2、佐賀県:1、沖縄県:3 計20チーム



<鳥取聾学校>



<倉吉北高等学校>



<境港総合技術高等学校>

### 3 秋篠宮妃殿下、佳子内親王殿下の御臨席

大会の全日程を通して、秋篠宮妃殿下並びに佳子内親王殿下に御臨席賜りました。  
大会前日の交流会においては、出場チームの高校生と御懇談いただきました。



<秋篠宮妃殿下お言葉>



<出場チーム等演技御覧>



<交流会>

### 4 次回の開催について

来年度の第2回大会の開催については、今後、実行委員会において検討する。  
出場チーム、関係者等の意見をとりまとめ中であり、今大会の反省を踏まえた内容とする予定。

### 5 その他

- (1) 大会前日にはダイキンアレス青谷において交流会を開催
- (2) ホールでの観覧は応募者の中から抽選で選ばれた方のみとなっていたことから、ステージの様子を5階のサテライト会場でスクリーン上映したほか、インターネットでライブ配信を実施
- (3) 1階レストラン「なじみ亭」を1日限定の手話カフェとしたところ、多くの方が入店し、手話スタッフと手話でコミュニケーションをとっていた
- (4) 1階ロビーで、鳥取聾学校写真部の作品のパネル展示、障がい者の事業所商品の販売等を実施

### 6 鳥取県手話言語条例制定1周年記念シンポジウム

大会前日には、鳥取県手話言語条例制定1周年を記念したシンポジウムを開催した。

- (1) 日時 平成26年11月22日(土) 13:00~16:00
- (2) 会場 県立生涯学習センター県民ふれあい会館(鳥取市扇町21)
- (3) 主催等 主催:鳥取県 共催:公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
- (4) 内容

ア 基調講演 講師:早瀬憲太郎さん(NHK「みんなの手話」レギュラー)

イ パネルディスカッション:手話言語条例先進自治体における事例報告、意見交換

コーディネーター:大杉 豊 筑波技術大学准教授

パネリスト:北海道石狩市、北海道新得町、三重県松阪市、  
佐賀県嬉野市、全日本ろうあ連盟、鳥取県

ウ 鳥取県手話言語条例成果発表

- ・遠隔手話通訳モデル事業の成果発表、デモンストレーション
- ・鳥取県聴覚障害者協会の発表
- ・八頭町立隼小学校児童による手話教育成果発表
- ・鳥取聾学校ひまわり分校生徒のスピーチ
- ・鳥取第三幼稚園園児による手話を使った合唱

- (5) 来場者数 260名

## 一般社団法人明友会の訴えの取下げについて

平成26年11月27日  
長寿社会課

一般社団法人明友会(理事長:村田孝明)が、県を被告として提訴していた「指定居宅サービス事業等の指定処分の義務付け」訴訟については、平成26年10月14日付けで原告から鳥取地方裁判所に対し取り下げの申し出があり、県も同意しました。

なお、「仮の義務付け」訴訟に関し最高裁に許可抗告が行われていますが、取下げにより訴訟自体が終結したことについて、最高裁に書面提出を行っています。

### (参考) これまでの主な経緯

H23. 12. 2	中部総合事務所に、明友会から「オアシス倉吉」にかかる指定申請書が提出される。県は指定を保留
H24. 10. 4	明友会が鳥取地裁に提訴(「指定処分を求める」「仮の義務付けを求める」の2本)
H25. 1. 29	県は指定の拒否処分を決定(明友会はこれに合わせ訴因を変更)
H25. 7. 30	鳥取地裁が、県に「指定を仮に義務付ける命令」を決定
H25. 8. 6	県は即時抗告を行うとともに、命令に基づき明友会の通所介護事業等を「仮に指定」
H25. 12. 20	広島高裁松江支部が、鳥取地裁の行った仮の義務付け命令の取り消しを決定
H25. 12. 26	明友会が、最高裁に特別抗告を行うとともに、許可抗告を申立て。
H26. 1. 22	県は、命令の取消し決定に基づき「オアシス倉吉」に対し行っていた「仮の指定」を取消
H26. 4. 4	明友会及び村田實氏が、「オアシス倉吉」に関する建物及び土地をアクア株式会社に売却
H26. 6. 4	県は、アクア株式会社の通所介護事業所「アクアサロン福守」を指定
H26. 7. 30	明友会は、鳥取地裁に取消訴訟の目的請求を損害賠償請求に変更する訴因変更を申立て
H26. 9. 26	鳥取地裁が、明友会の訴因変更申立てを認めないことを決定
H26. 10. 14	明友会は鳥取地裁に訴えの取下書を提出。県はH26. 10. 16付けで取下げに同意
H26. 10. 29	県は、最高裁に本案訴訟が取下げにより終結したことを書面提出

# あいサポート・アートとっとりフェスタの開催結果について

平成26年11月27日  
全国障がい者芸術・文化祭課

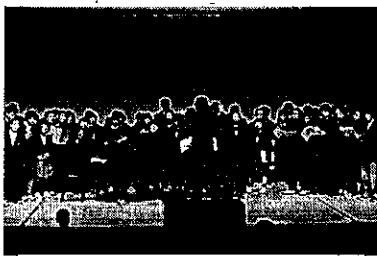
あいサポート・アートとっとりフェスタ（第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会）は、大会テーマを「障がいを知り、共に生きる」とし、障がい者の芸術文化活動の成果を発表するとともに、障がいへの理解を促進することを目的に開催し、以下のような成果があった。

## 1 県内における障がい者の芸術文化活動の活発化

区分	H24	H25	H26
アート活動支援事業対象団体数	21団体	33団体	43団体
美術作品等の出品数	152点	309点	387点
個展等開催費支援対象者数	—	—	32者

## 2 障がい者の社会参加意識の向上

- 多くの来場者に自分たちの舞台発表や美術作品等を鑑賞していただいたことにより、障がい者は自信や達成感を抱かれた。

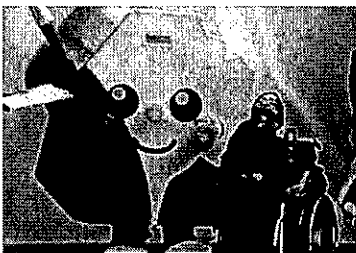


特別支援学校生徒  
約400人による大合唱



障がい者団体によるステージ発表

- PRキャラバン隊のリーダー、大会キャラクターの作成、PRグッズの製作等を障がい者が担ったことによる社会参加意識の向上。



大会キャラクター「パレットくん」とデザイナー「山本拓司さん」



軽度の知的障がいのあるキャラバン隊リーダー「中尾奈々さん」



県内の障がい福祉サービス事業所が作成した大会PRグッズ

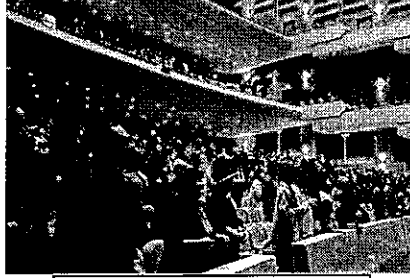
### 3 障がい者に対する理解の促進

#### (1) 障がい者の発表の鑑賞による理解

各開催会場には、障がいの有無にかかわらず多くの来場者があり、障がい者の舞台発表や美術作品等を鑑賞し、障がい者への理解を深めた。アンケート結果では「満足、やや満足」との回答が大多数であり、共生社会の実現を望む意見もあった。



多くの来場者で賑わう発表会場



ホールイベントも大盛況

#### (2) 障がい者と健常者との交流による理解

障がい者と健常者とのコラボレーションによる舞台発表や美術作品等の創作による交流

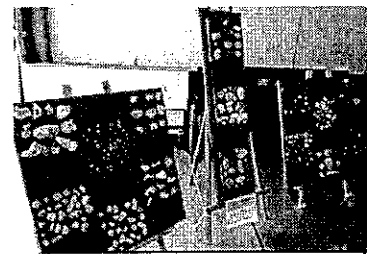
例：県立米子養護学校と日野高校による荒神神楽、障がい者と健常者による劇団による演劇、さくら工房と正調会による貝殻節、プロのアーティストと障がい者による美術作品等の創作



県立米子養護学校と日野高校による「荒神神楽」



障がいのある人とないで創りあげたじゆう劇場「三人姉妹」



アーティストリンク作品展

#### (3) あいサポートの輪の拡大

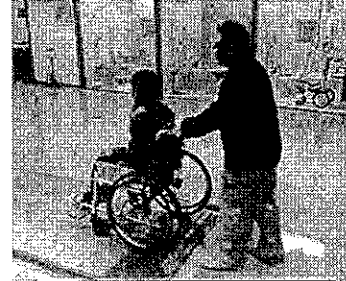
- ・大会運営に延べ1,210人(登録者739人)のボランティアに参加していただき、障がい者の支援等に当たっていただいた。ボランティアの全員が「あいサポーター研修」を受講された。
- ・PRキャラバン隊が、保育園、幼稚園、イベント、ショッピングモール等に出かけて大会のPRのほか、障がい体験等を実施した。



車いすの操作を手伝うボランティア



視覚障がい者の支援を行うボランティア

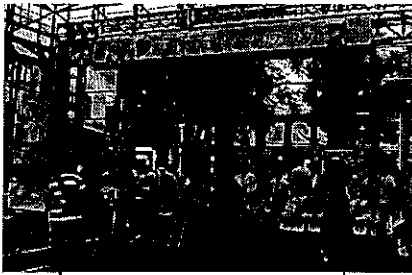


「あいサポーター」研修の様子

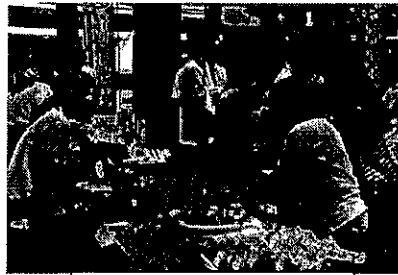


#### (4) 障がい者が作った製品の販売による理解

開催会場では、県内の障がい福祉サービス事業所が作った食品、製品等を販売し、県民の方が多く買われるなど障がい者への理解につながった。



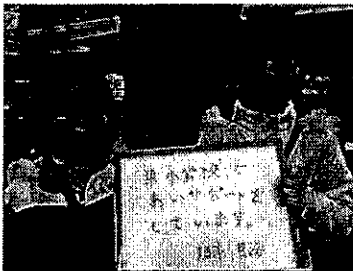
スイーツ甲子園鳥取  
県予選



スイーツ販売

#### (5) 障がいへの理解促進

多くの方々に大会の応援団になって大会をサポートしていただいたり、あいサポート大使としてグランドフィナーレの最後に手話で宣言していただくなどの取組により、あいサポート運動の普及と障がい理解が進んだ。



あいサポート大使の「垣本月海(つぐみ)さん」「心和(こより)さん」姉妹



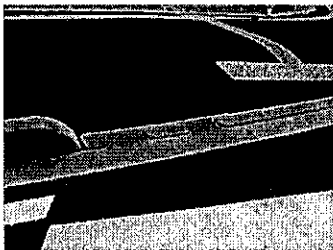
あいサポート大使による閉会宣言

### 4 重度の障がい者の参加

救護室の設置、支援者の配置、車椅子席の設置などの環境整備を行うことによって、重症心身障がい者などの重度の障がい者にも大会に参加していただいた。(保護者からのお礼あり)

### 5 施設のバリアフリー化の進展

- ・とりぎん文化会館のトイレ整備 (大人用ベッド、洋式化、洗浄機能追加)
- ・会場近辺のメイン道路の歩道の整備 (車椅子用の段差解消、インターロッキングの点検整備)
- ・宿泊施設等のバリアフリー化
- ・主要駅と会場を結ぶ無料シャトルバスの運行や駅に総合案内を設置



歩道の車いす用の段差解消



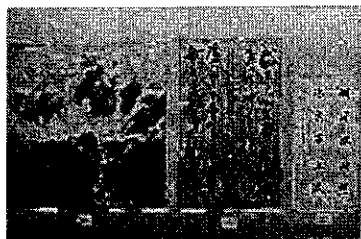
駅の総合案内所



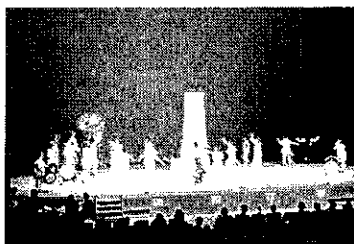
無料のシャトルバス

## 6 国内だけでなく国際的な取組へと発展

国内のみならず海外からも広く募集した障がい者アート作品の展示会や、日本と韓国のろう者と健聴者との演劇、海外の障がい者の舞台発表など、国際的な取組も行い、障がい者アートの魅力を鳥取から日本全国、海外へも発信した。



多くの海外作品も寄せられた  
「国際障がい者アート展」



日本と韓国のろう者と健聴者が一緒に作り上げた  
「日韓手話演劇」



台湾台中市の全盲の  
アコーディオン楽団による  
舞台発表

## 7 大会の成果を共生社会実現の土台として次のステップへ

この大会を契機として、障がい者と健常者との交流や触れ合いがさらに盛んに行われ、相互理解が深まり、障がいのあるなしにかかわらず、お互いを尊重して支え合いながら生きていく共生社会が実現する道が、鳥取県から開かれていきました。この大会の成果を共生社会実現の土台として、次のステップを目指します。



出演者・来場者全員で「あいサポの輪」

## 8 全国障がい者芸術・文化祭で初めてとなる秋篠宮妃殿下・佳子内親王殿下の御臨席

全国障がい者芸術・文化祭で初めて秋篠宮妃殿下・佳子内親王殿下に御臨席賜りました。



秋篠宮妃殿下お言



国際障がい者アート展御覧



交流レセプション



アール・ブリュット展御覧



じゆう劇場の演劇御覧



因州和紙アート体験御臨席

## <各種データ>

### 1 大会入場者数（延べ人数）

43,276人

#### <主なイベント（2千人以上）>

- ・クライマックスイベント 15,151人
- ・アール・ブリュット展 8,506人
- ・オープニングセレモニー 4,203人
- ・アーチストリンク作品展 3,782人
- ・特別支援学校合同文化祭 2,812人
- ・国際障がい者アート展 2,353人

### 2 大会イベント数（延べ人数）

97イベント

- ・実行委員会主催イベント 24事業
- ステージイベント 8事業
- 展示イベント 10事業
- ワークショップ 6事業
- ・関連イベント 73事業

### 3 大会出演者（延べ人数）

1,745人

計 1,745人			うち障がい者 1,266人			うち健常者 479人		
県内	県外	海外	県内	県外	海外	県内	県外	海外
1,620	93	32	1,193	47	26	427	46	6

### 4 大会出展数（延べ点数）

3,577点

計 3,577点			うち障がい者 2,752点			うち健常者 825点		
県内	県外	海外	県内	県外	海外	県内	県外	海外
1,092	2,377	108	913	1,731	108	179	646	0

※海外：25か国（パラアート展16か国、国際障がい者アート展11か国、重複2か国）

### 5 ボランティア参加状況

739人 イベント参加ボランティア数 延べ1,210人

ボランティアの皆さんには、「あいサポーター」になっていただき、多様な障がいの特性、障がいのある方への必要な配慮などを理解してから、業務に当たっていただいた。

# <アンケート結果>

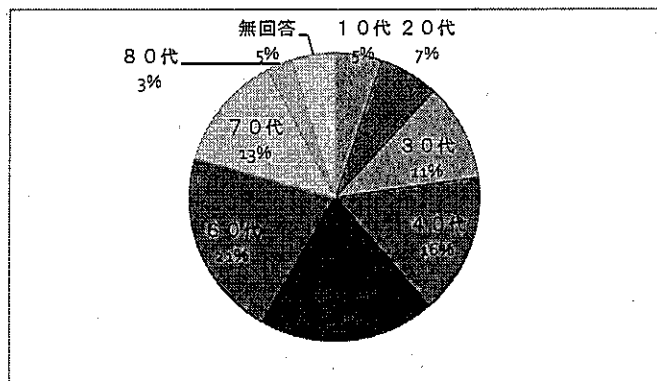
## 1 アンケート実施イベント等

イベント等名	開催日	場所	回答数
オープニングセレモニー	平成26年7月12日	とりぎん文化会館	80
瑞宝太鼓	平成26年8月9日	倉吉未来中心	17
NHKハート展	平成26年8月13日～8月22日	とりぎん文化会館	148
パラアートとっとり展 大会キャラクター友だち作品展	平成26年9月5日～9月21日	やまびこ館	212
アール・ブリュット展米子	平成26年9月6日～9月28日	米子市美術館	1,086
特別支援学校合同文化祭	平成26年9月20日	倉吉体育文化会館	30
あいサポートコンサート	平成26年10月4日	米子市公会堂	38
アール・ブリュット展倉吉	平成26年10月9日～10月19日	倉吉博物館	394
アーティストリンク作品展	平成26年10月16日～11月3日	とりぎん文化会館	662
アール・ブリュット展鳥取	平成26年10月25日～11月3日	県立博物館	204
国際障がい者アート展	平成26年10月25日～11月3日	県立博物館	333
クライマックスイベント	平成26年11月1日～11月3日	とりぎん文化会館	399
計			3,603

## 2 アンケート結果

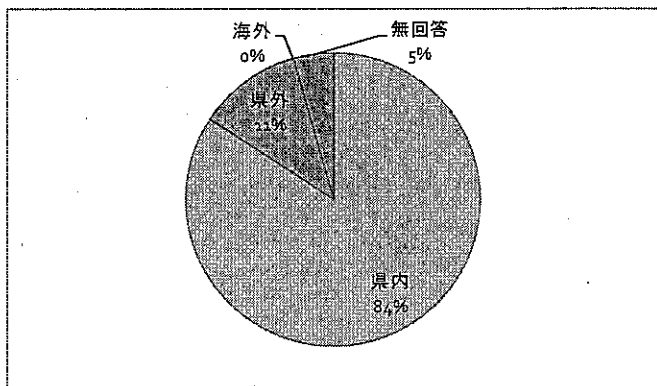
### ○年代

10代	186
20代	243
30代	392
40代	572
50代	709
60代	761
70代	461
80代	103
無回答	176
計	3,603



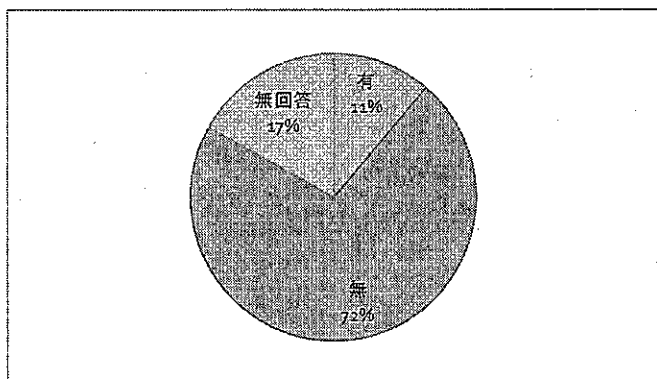
### ○お住まいはどちらですか？

県内	3,034
県外	408
海外	3
無回答	158
計	3,603



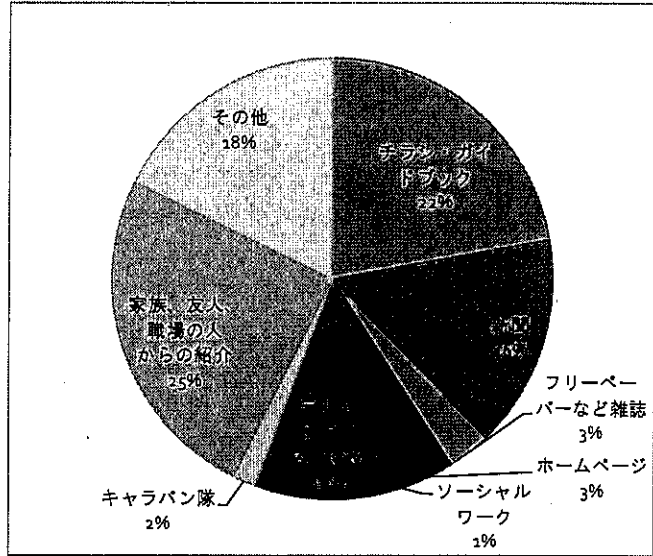
### ○障がいの有無

有	403
無	2,590
無回答	610
計	3,603



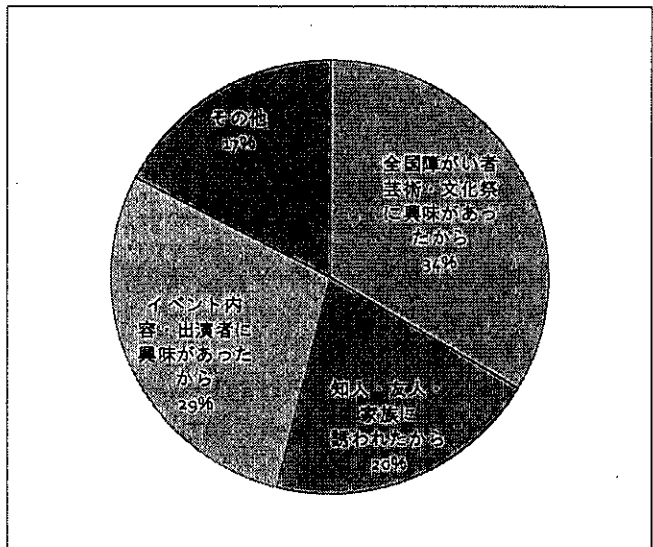
○どこでお知りになりましたか？(複数可)

チラシ・ガイドブック	926
新聞	654
フリーペーパーなど雑誌	131
ホームページ	147
ソーシャルワーク	32
テレビニュース・CM	442
キャラバン隊	67
家族、友人、職場の人からの紹介	1,042
その他	744
計	4,185



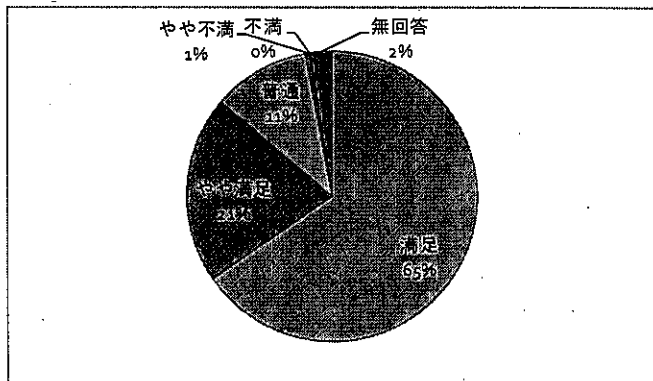
○参加したきっかけは何ですか？(複数可)

全国障がい者芸術・文化祭に興味があったから	1,401
知人・友人・家族に誘われたから	852
イベント内容・出演者に興味があったから	1,195
その他	728
計	4,176



○本日のイベントについていかがでしたか？

満足	2,355
やや満足	751
普通	391
やや不満	18
不満	2
無回答	86
計	3,603



# 子育て王国とっとり推進指針について

平成26年11月27日  
子育て応援課

子育て王国とっとり条例に基づき策定する子育て王国とっとり推進指針(以下「推進指針」という。)については、子育て王国とっとり会議の意見を聴きながら、次のとおり策定しました。

今後は、推進指針に基づき、子育て支援等の施策を実行し、その施策の結果について子育て王国とっとり会議の評価を受け、施策の改善や推進を図っていきます。(PDCAサイクルによる施策推進を図る。)

## 1 長期的な視点で作成するもの<本編>

第一章 推進指針の策定にあたって	1 はじめに 2 推進指針の趣旨
第二章 子育て王国と通りの取組の基本的な考え方(基本方針)	1 基本的な考え方
第三章 子育てを地域全体で支えるための役割分担	1 県の責務 2 市町村の責務 3 保護者の役割 4 子育て支援団体の役割 5 県民の役割 6 事業主の役割
第四章 子育て支援等の推進 ○構成 条例別表の「推進する施策」の5つの柱で構成 ○内容 【現状と課題】 ・現状は、課題につながる重要なもの ・課題は、将来的にも継続する課題で重点的に取り組むもの 【今後の取組の方向性】 ・施策の大きな方向性 【主な目標指標】 ・工程表や教育振興基本計画など、他の計画等で示している長期の目標指標	1 希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策 2 安心して満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策 3 安心して子育てができるための職業生活と家庭生活の両立を支援する施策 4 きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策 5 特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策
第五章 子育て王国と通りの推進体制	1 子育て王国とっとり推進指針 2 子育て王国とっとり会議 3 推進体制の整備

## 2 短期的な視点で作成するもの<別編>

毎年度、5つの「推進する施策」に分類した各部局の事業を一覧として作成

## 3 推進指針の見直しについて

- (1) 推進指針の見直しについて、本編は長期的な視点で記載するため、毎年度大きな変更はない予定  
・ただし、指針の記載内容については、PT会議等において事業の進捗を確認するとともに、情勢に応じて修正・追加するものがないか確認し、修正する。  
・子育て王国とっとり会議において修正案を報告して意見を伺う。
- (2) 別編となる当該年度の事業一覧は、各年度の事業を掲載する。

# 本県におけるエボラ出血熱対応体制について

平成 26 年 11 月 27 日  
健康政策課

西アフリカで流行しているエボラ出血熱に係る本県の対応状況について報告します。

## 本県の対応状況

### (1) 本県の体制

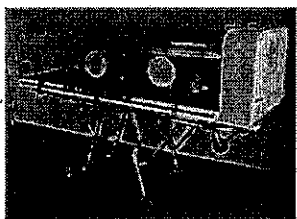
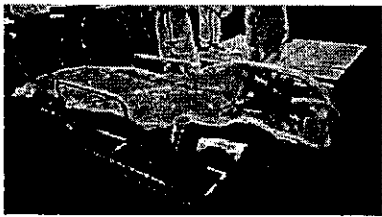


- 既にマニュアル（第2版）を整備し関係医療機関や県医師会と協調体制を構築している。（県では独自に発生国を含む西アフリカからの帰国者についても保健所に連絡いただくよう申し合わせをしている。）
- ホームページやチラシにより、流行国からの帰国者は1ヶ月以内に発熱した場合は、医療機関を受診することを控えていただき、最寄りの保健所に連絡するよう呼びかけている。
- 国内で感染者を確認した場合、鳥取県エボラ出血熱警戒本部（本部長：健康医療局長）を、県内確認の場合は鳥取県エボラ出血熱対策本部（本部長：知事）を立ち上げることとしている。

### 《県民へのメッセージ》

- 疑い患者が発生するなど、本邦での患者発生のリスクが高まっています。
- エボラ出血熱は、患者の体液に直接接触することで感染するものです。空気感染はしません。
- 県内の対応については、万が一の発生に備えた体制をとっていますので、県民の皆様には、冷静な対応をお願いします。
- 万が一の場合に備えて、1ヶ月以内に発熱した場合は、医療機関を受診することを控えていただき、最寄りの保健所に連絡し、その指示にしたがっていただくようお願いします。  
※流行国に渡航し帰国後、21日間は検疫所による健康監視の対象となります。
- 保健所に相談窓口（24時間対応）を設置していますので、ご心配などがあれば、保健所にご相談ください。

### (2) 資機材の追加整備

- より保健所対応の体制を強化するため、次の機材の購入を進めている。

(現在の装備)	(強化装備)
<p>感染症患者隔離移送装置（ハードケース）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各保健所に1台配備している。（計3台）</li> </ul> 	<p>感染症患者隔離移送装置（ソフトケース）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3台追加配備し、計6台とする。追加配備するものは、汎用性のあるものを追加配備する。</li> </ul> 
<p>感染防護具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防護服、N95マスク、フェイスシールド、手袋、シューズカバー（※肌の一部が露出する装備）</li> </ul> 	<p>感染防護具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ N95マスク、フェイスシールドを陽・陰圧フード（※肌の露出をなくす装備に変更する。）</li> </ul> 

### (3) 医療関係者連絡会議の開催

- 8月27日及び10月30日に、県内の医療関係者等を招集し、医療関係者連絡会議を開催した。

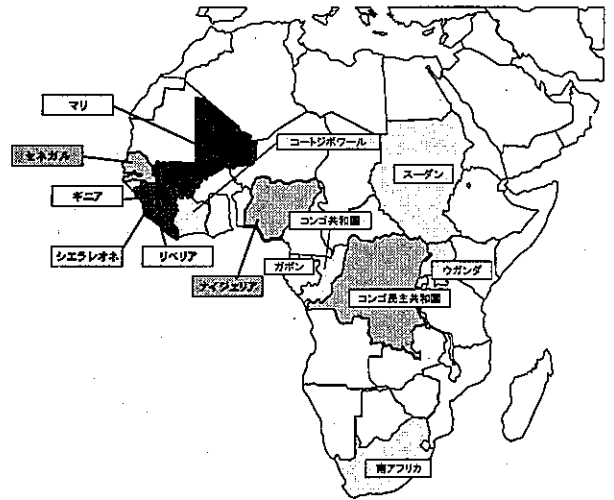
#### (4) 訓練等の実施

- 8月29日、厚生病院において、患者移送経路を確認した。
- 11月12日、感染症指定医療機関の医療関係者、保健所職員等を対象にエボラ出血熱に対する个人防护具の適正な着脱等、二次感染防止対策に関する実践的な講習会を開催した。
- 今後も継続して各種訓練を開催予定である。

#### 《参考》

##### 1 発生状況 WHO公表(11/14時点)

エボラ出血熱ウイルスに感染した患者の累計数は、ギニア※、リベリア※、マリ※、シエラレオネ※、スペイン、アメリカ合衆国ナイジェリア及びセネガルで、死亡者5,177人を含む14,413人となっている(※は、現在も発生中です)。



##### 2 国外の対応状況

- ① 10月20日、米疾病対策センター(CDC)は、病院内の二次感染を受け医療従事者がエボラ出血熱患者に対処する際の防護服の着脱方法に関し、新たなガイダンスを発表(肌~~が~~露出しないタイプの防護服着用等)した。
- ② 10月22日、米国は、水際対策を強化(西アフリカからの入国を5空港に限定)した。

##### 3 国の対応状況

###### (1) 政府

- 10月28日、首相官邸危機管理センターに情報連絡室、内閣官房に対策室をそれぞれ設置した。

###### (2) 厚生労働省

- 10月24日、厚生労働省から行政機関・医療機関対応についての通知を発出した。
  - ・ アフリカの発生国(ギニア、リベリア、シエラレオネ及びコンゴ民主共和国)からの入国者・帰国者に、発熱等の症状があれば、検疫所から最寄りの保健所に連絡が入る。
  - ・ 発熱症状がある者で、ギニア、リベリア及びシエラレオネの過去1カ月以内の滞在歴が確認された者は、疑似症患者(感染症に基づく入院勧告等を実施する。)として取り扱う。
  - ・ 万が一、エボラ出血熱を疑われる患者が医療機関を受診した場合に備え、医療機関は発熱症状患者に渡航歴を確認する。
- 11月13日、第一種感染症指定医療機関の医療者を対象とした診療、院内感染対策に関する研修会を開催した。(国立国際医療研究センターが主催し、厚生病院医師が参加した。)
- 11月13日、厚生労働省が都道府県等担当課長会議を開催した。(本課が出席した。)

###### (3) 検疫所

- 10月21日、検疫対応を強化した。
  - ・ 検疫所と入国管理局が連携し、発生国の滞在者を確認する。
  - ・ 発生国の滞在者のうち接触歴のある者等は、21日間の健康監視の対象とする。
  - ・ 特に、ギニア、リベリア及びシエラレオネの滞在者は、接触歴の有無にかかわらず、すべての者を21日間の健康監視の対象とする。
- 11月11日、検疫方法の一部変更した。
  - ・ 東京都において、健康監視対象者が検疫所に連絡せずに医療機関を受診したことを受け、対応を一部変更(電話での本人確認、本人以外の連絡先の確認、健康監視対象者の所在地自治体への事前の連絡)した。

##### 4 本国の疑い患者の発生状況(3件、いずれも陰性であった。)

- ① 10月27日、羽田空港において、エボラ出血熱を疑う患者が確認され、国際医療研究センターに搬送し、検査を実施した。⇒結果は、「陰性」であった。
- ② 11月7日、東京都において、西アフリカに滞在歴があり帰国後に発熱の症状を呈した患者が確認された。患者は、検疫法に基づく健康監視対象者であったが、検疫所に発熱を報告する前に地域の医療機関を受診した。その後、国立国際医療研究センターに移送され、検査を実施した。⇒結果は、「陰性」でA群溶血性連鎖球菌感染による咽頭炎の診断であった。
- ③ 11月7日、関西国際空港において、ギニアから入国後に発熱の症状を呈した患者が確認され、りんくう総合医療センターに移送され、検査を実施した。⇒結果は、「陰性」で熱帯熱マラリアの診断であった。



## 県民の皆様へ

### ～西アフリカにおけるエボラ出血熱について～

- 疑い患者が発生するなど、本邦での患者発生リスクが高まっています。
- エボラ出血熱は、患者の体液に直接接触することで感染するものです。空気感染はしません。
- 県内の対応については、万が一の発生に備えた体制をとっていますので、県民の皆様には、冷静な対応をお願いします。

- 流行国から帰国した後、1か月程度の間、発熱した場合には、万が一の場合を疑い、地域の医療機関を受診することは控えていただき、まず、保健所に連絡をし、その指示に従ってください。  
※帰国後21日間は検疫所による健康監視の対象となります。

- 保健所に相談窓口（24時間対応）を設置していますので、ご心配などがあれば、保健所にご相談ください。

#### 《相談窓口》

機 関 名（保健所名）	連 絡 先
東部福祉保健事務所 （鳥取保健所）	電話：0857-22-5694 FAX：0857-22-5669
中部総合事務所福祉保健局 （倉吉保健所）	電話：0858-23-3145 FAX：0858-23-4803
西部総合事務所福祉保健局 （米子保健所）	電話：0859-31-9317 FAX：0859-34-1392

## 鳥取県

ドクターヘリの運航実績及びドクターカーの運行実績について（H26年9月末まで）

平成26年11月27日  
医療政策課

**I 公立豊岡病院ドクターヘリの運航実績**

公立豊岡病院ドクターヘリの就航（平成22年4月17日）から平成26年9月30日までの間の運航状況は以下のとおりです（3府県共同運航事業を平成23年4月1日から関西広域連合へ事業移管）。

**1 平成26年度上半期の概況**

H26年度上半期の出動件数は833件（離陸後のキャンセル212件含む）で、うち県内消防機関が要請した件数は42件（5.0%）、県内医療機関が受け入れた件数は35件（5.6%）です。また、1日当たり平均出動件数は約4.6件であり、年々増加傾向にあります（1日当たり最多出動件数：11件）。

※増加理由：通報から病院搬入までの時間が年々短縮され、ドクターヘリの効果が浸透したため。消防職員が慣れ、躊躇なく要請するようになり、通報同時要請率が向上したため。

**2 出動件数及び医療機関別受入件数**

（単位：件、%）

(1) 要請府県別出動件数

要請府県	H22年度(※1)		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度(※3)		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
兵庫県	634	74.8	1,006	80.2	1,051	82.0	1,144	80.5	663	79.6	4,498	79.8
京都府	180	21.3	213	17.0	177	13.8	205	14.4	128	15.4	903	16.0
鳥取県	33	3.9	35	2.8	54	4.2	73	5.1	42	5.0	237	4.2
計	847	100.0	1,254	100.0	1,282	100.0	1,422	100.0	833	100.0	5,638	100.0
1日当たり平均出動件数	2.4	-	3.4	-	3.5	-	3.9	-	4.6	-	3.6	-

(2) 県内要請機関別出動件数（医療機関の依頼による転院搬送は消防局とは別にカウント）

要請機関	H22年度(※1)		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度(※3)		合計	
	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル
東部消防局	22	8	28	5	45	11	65	19	38	8	198	51
中部消防局	6	5			4	2	5	3	1		16	10
西部消防局	1	1	6	2	4	2			1	1	12	6
医療機関	4		1		1		3		2		11	
計	33	14	35	7	54	15	73	22	42	9	237	67

(3) 府県別医療機関受入件数（搬送先医療機関別の受入件数を府県ごとに集計）

受入府県	H22年度(※1)		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度(※3)		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
兵庫県	527	74.3	850	79.1	861	82.3	949	86.4	550	88.6	3,737	82.2
京都府	94	13.3	118	11.0	88	8.4	61	5.5	36	5.8	397	8.7
鳥取県	65	9.2	95	8.9	88	8.4	86	7.8	35	5.6	369	8.1
その他の府県	23	3.2	11	1.0	9	0.9	3	0.3		0.0	46	1.0
キャンセル等	138	-	180	-	236	-	323	-	212	-	1,089	-
計	847	100.0	1,254	100.0	1,282	100.0	1,422	100.0	833	100.0	5,638	100.0

(4) 県内医療機関の県外からの受入件数（割合：県外からの受入件数／県内医療機関受入件数）

区分	H22年度(※1)		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度(※3)		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
県外からの受入	49	75.4	67	70.5	52	59.1	51	59.3	16	45.7	235	63.7
受入病院別件数	県中45、日赤1、生協1、岩美1、労災1		県中61、日赤4、岩美1、鳥大1		県中48、市立1、日赤1、生協1、厚生1		県中50、生協1		県中16		県中220、市立1、日赤6、生協3、岩美2、厚生1、鳥大1、労災1	

### 3 平成26年度上半期の現場救急の例（県内）

交通事故、農機具の下敷き、農機具と壁の間に挟まれる、除雪機で手を負傷、腕をローラーに巻き込まれる、チェーンソーで左腕を負傷、蜂に刺され呼吸困難、高所から転落、木の伐採中転落、用水路に転落、海水浴中溺れる、食事中喉に物を詰めた、食物アレルギー、心肺停止、意識消失等

※1 豊岡病院ドクヘリの運航開始はH22.4.17のため、H22年度の算定期間はH22.4.17～H23.3.31.

※2 各件数には離陸後のキャンセルを含む。ただし、2（3）の%及び（4）はキャンセルを除いて算出。

※3 H26年度の算定期間はH26.4.1～9.30。

## II 島根県ドクターヘリの運航実績

中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づく、島根県ドクターヘリの鳥取県への乗り入れ開始（平成25年5月27日）から平成26年9月30日までの間の運航状況は以下のとおりです。

### 1 平成26年度上半期の概況

H26年度上半期の出動件数は433件（離陸後のキャンセル23件含む）で、うち県内消防機関が要請した件数は6件（1.4%）です。また、県内消防本部が要請した事案のうち、県内医療機関が受け入れた件数は5件（100.0%）です。また、1日当たり平均出動件数は約2.4件です。

### 2 出動件数及び医療機関別受入件数

（単位：件、%）

#### （1）要請県別・要請機関別出動件数

要請府県	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(※1)		H26年度(※3)		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
島根県	/	/	/	/	/	/	708	97.7	419	96.8	1,127	97.3
広島県	/	/	/	/	/	/	11	1.5	7	1.6	18	1.6
鳥取県	/	/	/	/	/	/	6	0.8	6	1.4	12	1.0
その他	/	/	/	/	/	/		0.0	1	0.2	1	0.1
計	/	/	/	/	/	/	725	100.0	433	100.0	1,158	100.0
1日当たり 平均出動件数	/	/	/	/	/	/	2.3	-	2.4	-	2.4	-

#### （2）県内要請機関別出動件数（医療機関の依頼による転院搬送は消防局の件数としてカウント）

要請機関	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(※1)		H26年度(※3)		合計	
	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル	件数	うちキャンセル
中部消防局	/	/	/	/	/	/			1		1	
西部消防局	/	/	/	/	/	/	6	1	5	1	11	2
医療機関	/	/	/	/	/	/						
計	/	/	/	/	/	/	6	1	6	1	12	2

#### （3）県別医療機関受入件数（搬送先医療機関別の受入件数を県ごとに集計。県内消防本部が要請した事案のみ。）

受入府県	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(※1)		H26年度(※3)		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
島根県	/	/	/	/	/	/	3	60.0		0.0	3	30.0
鳥取県	/	/	/	/	/	/	2	40.0	5	100.0	7	70.0
その他の県	/	/	/	/	/	/		0.0		0.0		0.0
キャンセル等	/	/	/	/	/	/	1	-	1	-	2	-
計	/	/	/	/	/	/	6	100.0	6	100.0	12	100.0

### 3 平成26年度上半期の現場救急の例（県内）

農機具の下敷き、林業機械で足を挟まれる、草刈機で左指切断、高所から転落等

※1 島根県ドクヘリの運航開始はH25.5.27のため、H25年度の算定期間はH25.5.27～H26.3.31.

※2 各件数には離陸後のキャンセルを含む。ただし、2（3）の%はキャンセルを除いて算出。

※3 H26年度の算定期間はH26.4.1～9.30。

### Ⅲ 鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行実績

鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行開始（平成25年5月7日）から平成26年9月30日までの間の運行状況は以下のとおりです。

#### 1 平成26年度上半期の概況

H26年度上半期の出動件数は55件（出動後のキャンセル21件含む）で、うち県内消防機関が要請した件数は45件（81.8%）、県内医療機関が受け入れた件数は34件（100.0%）です。また、1日当たり平均出動件数は約0.4件です。

#### 2 出動件数及び医療機関別受入件数

（単位：件、%）

##### （1）要請機関別出動件数

要請機関	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(※1)		H26年度(※3)		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
西部消防局							33	97.1	45	81.8	78	87.6
安来市消防局							1	2.9	10	18.2	11	12.4
医療機関								0.0		0.0		0.0
計							34	100.0	55	100.0	89	100.0
1日当たり平均出動件数							0.2	-	0.4	-	0.3	-

##### （2）県別医療機関受入件数（搬送先医療機関別の受入件数を県ごとに集計。）

受入府県	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度(※1)		H26年度(※3)		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
島根県								0.0		0.0		0.0
鳥取県							26	100.0	34	100.0	60	100.0
その他の県								0.0		0.0		0.0
キャンセル等							8	-	21	-	29	-
計							34	100.0	55	100.0	89	100.0

#### 3 平成26年度上半期の現場救急の例（県内）

自動車多重衝突事故、車の下敷き、重機の下敷き、農機具の下敷き、運搬機に左手を挟まれる、タンク内作業中意識朦朧、アナフィラキシーショック疑い、高所から転落、自殺企図、食物アレルギー、心肺停止、意識消失等

※1 鳥取大学病院ドクターカーの運行開始はH25.5.7のため、H25年度の算定期間はH25.5.7～H26.3.31。また、H25は週3日運行で年間運行日数は138日。H26は週5日運行で年間運行日数は244日。なお、1日当たり平均出動件数については、年間運行日数を分母として算出する。

※2 各件数には出動後のキャンセルを含む。ただし、2（2）の%はキャンセルを除いて算出。

※3 H26年度の算定期間はH26.4.1～9.30。

# 医療介護総合確保促進法に基づく鳥取県計画について

平成26年11月27日  
医療政策課

国交付金を主財源として、今年度「地域医療介護総合確保基金」を造成し、この基金を活用して効率的で質の高い医療提供体制の構築、地域包括ケアシステムの構築を推進する事業を実施することとしていますが、基金造成のための交付金を国へ交付申請するに当たり、標記の計画を作成しました。

## 1 地域医療介護総合確保基金の概要

医療・介護サービスの提供体制改革を目的として、国は医療法等の改正による制度面での対応にあわせ、地域医療再生基金に変わる新たな基金制度が今年度から設けられることとなりました。今年度の国全体の基金総額は、904億円（負担割合：国2/3、地方1/3）であり、本県へは、13.2億円で交付決定されました。

## 2 計画作成の検討状況

基金の交付を受けるためには、県は医療関係者等と十分に協議し、計画を策定することとなっており、今年度の基金事業の計画の作成に向けた作業を以下のとおり進めました。

厚 労 省	鳥 取 県
4/23 第1回ヒアリング (各県の規模感、医療関係者との調整状況の把握が目的)	3月 新たな基金で実施すべき事業の提案募集（医療関係者等） 4月 「提案事業」のとりまとめ  提案事業を基にしたの26年度の規模感 <u>12.5億円</u> を要望  5月 医療審議会、地域医療対策協議会で「提案事業」について意見交換 ⇒上記会議の意見を受けて、医療機関等から再度事業の提案募集 [5/12 医療・介護の新基金の創設、制度の概要について常任委員会へ報告]  7月 「提案事業」の再とりまとめ
8/5 第2回ヒアリング (各県の規模感、医療関係者との調整状況、事業内容、優先順位の考え方の把握が目的)	提案事業を再とりまとめを基にしたの26年度の規模感 <u>13.7億円</u> を要望  優先順位……①国庫事業の振替事業、②在宅医療関係、③勤務環境改善、④資質向上等人材確保 ⑤病床機能分化等施設整備の順。  8月 医療審議会、地域医療対策協議会で基金事業の事業メニュー、メニューの優先順位について意見交換、 <u>県としての基金事業のスキームを決定</u>  [9/18 基金事業の検討状況について常任委員会へ報告]
9/12 <u>13.2億円</u> で 計画(案)を提出 するよう指示 (査定前提)	9月末 基金事業の県計画(案)( <u>13.2億円</u> )を国へ提出 (計画(案)の内容は、スキームに沿ったもの)
10/17 内示 <u>13.2億円</u>	10月下旬 医療機関等の個別要望事業の最終とりまとめを行い、地域医療対策協議会(10/24)、医療審議会(10/28)で、 <u>実際の要望に基づく県計画の修正案(基金の規模は13.2億円)</u> を審議  10月末 <u>修正した計画を添えて基金の交付申請書を提出(申請額：13.2億円)</u>
11/19 交付決定 <u>13.2億円</u>	11月補正 基金事業の予算化

### 3 事業計画の概要

交付申請書に添えて提出した基金の事業計画の概要は、次のとおりです。

区分	計画に掲載する主な事業内容 ※（ ）内の金額は、基金充当額	総事業費	基金充当額
1 病床の機能分化・連携のために必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○回復期・慢性期病床への転換及びそれに伴う施設設備整備〔生協病院、博愛病院、高島病院〕(1.5億円)</li> <li>○精神科の在宅復帰支援のための施設整備〔倉吉病院〕(2.6億円)</li> <li>○おしどりネットの参加病院(山陰労災病院、米子医療センター、厚生病院、済生会境港病院、鳥取赤十字病院を想定)を拡大するためのシステム改修〔鳥取大学医学部附属病院〕(1.9億円) など</li> </ul>	11.0億円	6.4億円
2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問看護師育成のための同行支援〔看護協会〕(0.2億円)</li> <li>○中山間地域の訪問看護ステーションのサテライトの設置の支援〔看護協会〕(0.1億円)</li> <li>○訪問看護師の待機手当の支給〔訪問看護ステーション博愛等〕(0.4億円)</li> <li>○在宅医療推進のための看護師養成の支援〔鳥取大学医学部附属病院〕(0.1億円)</li> <li>○在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備〔各地区医師会、鳥取市〕(0.1億円)</li> <li>○在宅医療連携拠点、在宅療養支援診療所、地域包括支援センター等と連携した在宅歯科医療の拠点の整備・運営〔歯科医師会〕(0.2億円) など</li> </ul>	2.1億円	1.8億円
3 医療従事者等の確保・養成のための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○看護職員の確保、資質向上、勤務環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員の就労環境改善のための施設整備(仮眠室、休憩室の設置等)〔尾崎病院等〕(0.5億円)</li> <li>・看護教育教材の整備〔倉吉看護総合専門学校等〕(0.6億円) など</li> </ul> </li> <li>○地域医療医師のキャリア形成支援等のための地域医療支援センターの運営〔県、鳥取大学医学部〕(0.2億円)</li> <li>○医療クラークの設置〔鳥取大学医学部附属病院等〕(0.2億円)</li> <li>○周産期医療従事者の確保、処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産科医への分娩手当の支給〔梅沢産婦人科医院等〕(0.1億円)</li> <li>・新人助産師の資質向上研修〔看護協会〕(0.1億円)</li> <li>・分娩のため待機する助産師等への手当の支給〔山陰労災病院等〕(0.1億円) など</li> </ul> </li> </ul>	8.8億円	5.0億円
計		21.9億円	13.2億円

※地域医療介護総合確保基金制度が創出される一方で、これまでの国庫補助事業の見直しが行われ、一部の国庫補助事業が平成25年度末で廃止されましたが、この基金に財源を振り替える(約1.3億円)よう、11月補正予算で要求しています。

### 4 その他

平成26年度は医療の事業が対象であり、平成27年度からは介護の事業も対象となる予定です(平成27年度以降も新たに基金の積み増しが行われる予定です。)

平成26年度「医療介護総合確保促進法に基づく鳥取県計画」事業一覧表

区分	事業番号	事業名	事業の実施主体	金額(千円)					
				総事業費	基金		事業者負担		
					国負担 (2/3)	県負担 (1/3)			
病床の機能分化・連携	1	医療情報ネットワーク整備事業	鳥取大学医学部附属病院	193,646	193,646	129,098	64,548	0	
	2	訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業	医療法人 真誠会	49,896	24,948	16,632	8,316	24,948	
	3	精神科医療機関機能分化推進事業	倉吉病院	517,285	258,642	172,428	86,214	258,643	
	4	地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	鳥取赤十字病院、米子医療センター	11,838	5,919	3,946	1,973	5,919	
	5	急性期医療充実設備整備事業	清水病院、藤井政雄記念病院等	20,584	10,292	6,862	3,430	10,292	
	6	病床の機能分化・連携推進基盤整備事業	鳥取生協病院、博愛病院、高島病院	301,794	150,897	100,598	50,299	150,897	
在宅医療・介護サービスの充実	7	在宅医療連携拠点事業	鳥取県東部医師会、鳥取県中部医師会、鳥取県西部医師会等	13,661	11,802	7,868	3,934	1,859	
	8	新任訪問看護師同行訪問事業	鳥取県	15,000	15,000	10,000	5,000	0	
	9	訪問看護師養成研修参加支援事業	鳥取県看護協会	280	157	105	52	123	
	10	在宅医療推進のための看護師養成支援事業	鳥取大学医学部附属病院	12,000	12,000	8,000	4,000	0	
	11	認知症クリティカルパス推進事業	渡辺病院、倉吉病院	2,055	2,054	1,369	685	1	
	12	重度障がい児者地域移行支援事業	県立中央病院、三朝温泉病院、山陰労災病院等	82,630	82,630	55,087	27,543	0	
	13	在宅医療推進事業	岩美病院、米子東病院、日南病院等	44,694	17,582	11,721	5,861	27,112	
	14	中山間地訪問看護ステーションサテライト設置支援事業	鳥取県	7,200	7,200	4,800	2,400	0	
	15	在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	鳥取県歯科医師会、鳥取県西部歯科医師会	21,000	21,000	14,000	7,000	0	
	16	在宅歯科診療設備整備事業	岩美病院、谷口歯科医院、藤井政雄記念病院附属歯科クリニック	6,013	4,007	2,671	1,336	2,006	
	17	在宅歯科医療人材確保支援事業	鳥取県西部歯科医師会	1,440	1,440	960	480	0	
	18	在宅医療(薬科)の研修充実に向けたシステム整備等事業	鳥取県薬剤師会	6,000	6,000	4,000	2,000	0	
	医療従事者等の確保・養成	19	鳥取県地域医療支援センター運営事業	鳥取県、鳥取大学医学部	23,079	23,079	15,386	7,693	0
		20	鳥取大学地域医療総合教育研修センター運営支援事業	日野病院、鳥取大学医学部	4,686	2,342	1,561	781	2,344
		21	小児救急地域医師研修事業	鳥取県	453	453	302	151	0
		22	歯科衛生士復職支援事業	鳥取県西部歯科医師会	1,115	1,115	743	372	0
		23	新人看護職員の卒後臨床研修事業	渡辺病院、垣田病院、博愛病院等	34,504	15,805	10,537	5,268	18,699
		24	新人助産師資質向上支援事業	鳥取県看護協会	7,255	7,254	4,836	2,418	1
25		認定看護師養成研修事業	鳥取大学医学部附属病院	980	980	653	327	0	
26		看護職員研修充実に向けたシステム整備事業	鳥取県看護協会	4,182	4,181	2,787	1,394	1	
27		看護職員の離職防止・復職支援事業	鳥取赤十字病院、博愛病院	731	364	243	121	367	
28		看護師等養成所運営事業	鳥取県東部医師会、鳥取県中部医師会、鳥取県西部医師会	29,081	29,081	19,387	9,694	0	
29		看護職員実習指導者養成講習会開催事業	鳥取県	9,341	9,341	6,227	3,114	0	
30		看護教育実習環境改善施設設備整備事業	藤井政雄記念病院等	14,846	9,896	6,597	3,299	4,950	
31		看護教育教材整備事業	鳥取県東部医師会、鳥取県西部医師会、米子東病院等	92,365	63,906	42,604	21,302	28,459	
32		看護職員養育支援事業	鳥取赤十字病院、尾崎病院等	3,468	1,734	1,156	578	1,734	
33		看護師等養成所初年度設備整備事業	学校法人大阪滋慶学園	15,985	7,992	5,328	2,664	7,993	
34		看護師等養成所施設・設備整備事業	鳥取県東部医師会、鳥取県中部医師会、鳥取県西部医師会	21,937	14,144	9,429	4,715	7,793	
35		看護師宿舎施設整備事業	山陰労災病院	25,095	4,141	2,761	1,380	20,954	
36		看護職員就業環境改善体制整備事業	尾崎病院、米子医療センター等	104,686	48,510	32,340	16,170	56,176	
37		歯科衛生士・歯科技工士養成所施設・設備等整備事業	鳥取県東部歯科医師会、鳥取県	14,900	14,432	9,621	4,811	468	
38		勤務環境改善支援センター運営事業	鳥取県	2,450	2,450	1,633	817	0	
39		病院内保育所運営事業	鳥取赤十字病院、清水病院、大山リハビリテーション病院等	26,703	16,740	11,160	5,580	9,963	
40		病児・病後児等保育施設設備整備・運営事業	鳥取大学医学部附属病院、博愛病院等	93,084	62,055	41,370	20,685	31,029	
41		医療機関の電子カルテシステム導入促進事業	鳥取赤十字病院、垣田病院等	150,936	58,638	39,092	19,546	92,298	
42		医師等環境改善事業	藤井政雄記念病院、鳥取大学医学部附属病院、鳥取県等	32,326	21,697	14,465	7,232	10,629	
43		看護職員労働環境改善事業	尾崎病院、倉吉病院、博愛病院等	21,231	5,661	4,441	2,220	14,570	
44		産科医等確保支援事業	梅沢産婦人科医院、打吹公園クリニック、母子の長田産婦人科クリニック等	36,140	12,044	8,029	4,015	24,096	
45		助産師待機手当支援事業	山陰労災病院、打吹公園クリニック等	11,460	5,730	3,820	1,910	5,730	
46		帝王切開術待機医師確保事業	中曾産婦人科医院等	645	322	215	107	323	
47		救急勤務医支援事業	米子医療センター、済生会境港総合病院、西伯病院等	9,280	3,091	2,061	1,030	6,189	
48		新生児医療担当医確保支援事業	鳥取大学医学部附属病院	2,430	566	377	189	1,864	
49		訪問看護師待機手当支援事業	鳥取県看護協会、西伯病院、訪問看護ステーション博愛等	71,366	35,681	23,787	11,894	35,685	
50		小児救急医療支援事業	鳥取県西部広域行政管理組合	7,577	5,051	3,367	1,684	2,526	
51		小児救急電話相談事業	鳥取県	5,632	5,632	3,755	1,877	0	
計				2,186,965	1,320,324	880,215	440,109	866,641	

# 危険ドラッグ撲滅対策本部会議の開催結果と今後の取組等について

平成26年11月27日  
医療指導課

9月議会で改正した「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」がこの11月17日に施行され、同日、危険ドラッグ撲滅対策本部会議を開催したので、開催結果並びに今後の取組等について報告します。

## 1 危険ドラッグ撲滅対策本部会議の開催

- (1)日時 11月17日(月) 9:50～10:15  
(2)場所 <西部会場> 西部総合事務所 災害対策室  
<東部会場> 県庁第15会議室

### (3)出席者

知事、総務部長、福祉保健部長ほか関係機関職員等

※知事部局以外からは警察本部組織対策課長、教育委員会事務局体育保健課長が出席

### (4)開催概要

- ①兼子医師(鳥大病院)に対する薬物専門アドバイザーの任命  
(兼子医師は2人目、10月15日に渡辺病院山下医師を任命)
  - ②施行日までの準備状況と改正条例の他への波及効果
  - ③関係機関の取組状況報告(県警組織犯罪対策課、衛生環境研究所)
- <会議で出された意見>
- ・鳥取県では施行日以降危険ドラッグは違法となったので規制強化を厳重に行うべき。
  - ・鳥取県を販売エリアから外していないインターネット販売業者に対して違法なものを鳥取県には販売しないよう申し入れるべき。

### (5)その他

第2回の会議を11月26日に実施

## 2 施行日までの準備状況

別紙のとおり

## 3 今後の主な取組(実施中のものを含む)

- (1)インターネット販売業者へのNG表示の申入れ  
鳥取県民への危険ドラッグの販売を制限していないインターネット販売業者に対し、県内への持ち込みを禁止する申入れを実施中
- (2)薬物情報の収集等にもとづく知事指定候補薬物等の指定  
サイバーチェックによる薬物情報の収集を業者委託しており、報告のあった商品情報について薬物専門アドバイザーの意見をいただき知事指定候補薬物の指定を早急に実施
- (3)危険ドラッグ監視パトロールの随時実施  
県下の雑貨店やレンタルビデオ店等に対して状況確認や啓発を行うための監視パトロールを随時実施
- (4)啓発用動画の作成等  
若者向けの啓発のため免許センターや自動車学校などで流す啓発用動画の作成や標語・スローガンを募集
- (5)検査機器の増設  
衛生環境研究所の分析装置にフォトダイオードアレイ検出器を増設



## 条例施行時における実施状況

平成26年11月19日現在

項目	内容
取締り等の体制整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 薬物専門アドバイザーの委嘱 <ul style="list-style-type: none"> <li>・渡辺病院 山下医師 (10/15)</li> <li>・鳥取大学医学部付属病院 兼子医師 (11/17)</li> </ul> </li> <li>2 危険ドラッグ対策専門員の配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県警OBの森井非常勤を医療指導課に配置 (10/31)</li> </ul> </li> <li>3 監視パトロールの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>雑貨店やレンタルビデオ店等に対する訪問調査や広報啓発の実施</li> <li>・中部地区 (11/19)                      ・東部地区 (11/20)</li> <li>・西部地区 (11/21)</li> </ul> </li> </ol>
危険薬物の指定等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険ドラッグ情報収集事業業務委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>11月1日付けで委託契約を締結 (初回報告は12月10日頃)</li> <li>業者報告後、薬物専門アドバイザーに助言いただき、速やかに指定。</li> </ul> </li> <li>2 知事指定候補薬物の指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>和歌山県の知事監視製品の審査会資料を入手し、確認作業に着手。</li> <li>薬物専門アドバイザーに助言をいただき、速やかに指定予定。</li> </ul> </li> </ol>
啓発・広報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各地区薬物乱用防止指導員協議会への説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部地区 (11/11)</li> <li>・中部地区 (11/14)</li> <li>・西部地区 (11/17)</li> </ul> </li> <li>2 鳥取駅・倉吉駅・米子駅での街頭キャンペーン <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と県警で合同実施 (10/29)</li> </ul> </li> <li>3 JR鳥取大学前駅周辺・鳥取環境大学内での啓発キャンペーン <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と県警で合同実施 (11/17)</li> </ul> </li> <li>4 県政だより・新聞広告・TVスポットCM <ul style="list-style-type: none"> <li>・県政だより11月号</li> <li>・新聞広告</li> <li>・TVスポットCM (11/8~17)</li> </ul> </li> </ol>
他県との連携強化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 兵庫県・鳥取県危険ドラッグ実務者会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>10月17日の兵庫・鳥取両県知事会議を受け、11月11日に開催</li> </ul> </li> <li>2 関西広域連合で国に提言 (10/7)</li> <li>3 中国知事会で国に共同アピール (10/20)</li> </ol>
国要望	<p>危険ドラッグの抜本的な規制、啓発、水際対策、検査体制、依存症対策の強化について知事から要望 (10/16)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府 越智政務官</li> <li>・厚生労働省 橋本政務官</li> </ul>

# 個人情報の流出事故について

平成26年11月27日  
東部福祉保健事務所

東部福祉保健事務所で発生した母子寡婦福祉資金貸付金償還金納入通知書の誤送付による個人情報の流出事故について、報告します。

## 1 事案の概要

母子寡婦福祉資金貸付金納入通知書を同姓異名者宛に誤送付したことが発覚し、直ちに納入通知書を回収し、誤送付先及び流出情報に係る同姓異名者に経緯説明と謝罪を行った。

## 2 流出事故の経過

- 10月14日 窓あき封筒に封入した納入通知書を鳥取市内の女性A氏に郵送。
- 10月29日 東部福祉事務所担当職員がA氏に償還の電話督促をした際に、A氏宛のもの2通のほか、同姓異名の女性B氏宛納入通知書1通の誤封入があったとの指摘があった。
- 同日 東部福祉保健事務所職員がA氏宅を訪問し、謝罪とB氏宛納入通知書の回収を行った。
- 10月30日 八頭郡内住所地のB氏と連絡がとれたため、謝罪のためB氏宅訪問を申し入れたが、訪問を了解されなかったため、電話にて経緯の説明と謝罪を行い、了解を得た。
- 10月31日 回収した納入通知書をB氏宛に郵送。

## 3 流出情報の内容

流出した個人情報の内容は以下のとおり。

- 住所（カタカナ）
- 氏名（カタカナ）
- 償還金額（1ヶ月分）
- 名称（「母子福祉償還金」）
- 納期限（年月日）

## 4 流出事故の原因

母子寡婦福祉資金貸付金償還金納入通知書の送付は、一人の借主に複数の納入通知書を送付する例も少なくなく、封入する職員と封かんする職員を別人とし、2人の職員が二重にチェックする方式としている。

今回の事故は、封入した職員のミスに加え、通常封かんを行う職員の不在により、業務に不慣れな職員が臨時的に対応したため、同封された納入通知書の確認が十分でなく、誤封入に気づかなかったため発生したものである。

## 5 再発防止策

今後は、名寄せした一覧表で納入通知書と封筒の枚数チェックを徹底するほか、一つの封筒で2枚以上の納入通知書を送付する場合には、封かんする前に再度、宛名と住所が同一であるか確認するなど、厳重なチェックを徹底する。